

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則新旧対照表

は改正箇所

旧	新
<p>(大規模開発事業事前協議承認申請書等の添付図書)</p> <p>第12条 条例第19条第1項の規定による大規模開発事業事前協議承認申請書又は<u>同条第3項</u>の規定による中規模等開発事業事前協議承認申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- { (7) }</p> <p>(8) <u>中規模開発行為又は中規模建築行為</u>（低層建築物の建築を目的とする中規模建築行為にあっては、事業区域の面積が500平方メートル以上のものに限る。）を行う場合にあつては、当該事業区域内の土地の所有者の同意書</p> <p>(9) ----- 略 -----</p> <p>(緑化の推進)</p> <p>第35条 条例第48条の規定による事業区域内の緑化は、次の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合には、敷地内の緑化面積（別に定めるところにより算定した緑被地（樹木等が植栽された土地をいう。）の面積をいう。以下同じ。）は、敷地面積に次に定める率を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。</p> <p>ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は<u>準住居地域</u>内の住宅にあつては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ----- 略 ----- { (イ) }</p>	<p>(大規模開発事業事前協議承認申請書等の添付図書)</p> <p>第12条 条例第19条第1項の規定による大規模開発事業事前協議承認申請書又は<u>同条第2項</u>の規定による中規模等開発事業事前協議承認申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- { (7) }</p> <p>(8) <u>大規模開発事業、中規模開発行為又は中規模建築行為</u>（低層建築物の建築を目的とする中規模建築行為にあっては、事業区域の面積が500平方メートル以上のものに限る。）を行う場合にあつては、当該事業区域内の土地の所有者の同意書</p> <p>(9) ----- 略 -----</p> <p>(緑化の推進)</p> <p>第35条 条例第48条の規定による事業区域内の緑化は、次の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合には、敷地内の緑化面積（別に定めるところにより算定した緑被地（樹木等が植栽された土地をいう。）の面積をいう。以下同じ。）は、敷地面積に次に定める率を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。</p> <p>ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域、準工業地域又は工業地域</u>内の住宅にあつては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ----- 略 ----- { (イ) }</p>

旧	新
<p>(ウ) } (エ) } -----略-----</p> <p>イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は<u>準住居地域</u>内の店舗、事務所、倉庫又は工場にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ↳ } (イ) } -----略-----</p> <p>ウ <u>商業地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域</u>内の住宅にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ↳ } (イ) } -----略-----</p> <p>エ <u>商業地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域</u>内の店舗、事務所、倉庫又は工場にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ↳ } (イ) } -----略-----</p> <p>オ } (2) } ↳ } (4) }</p> <p>2 開発事業者は、敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築しようとするときは、あらかじめ緑化計画書を市長に提出しなければならない。ただし、既存の建</p>	<p>(ウ) } (エ) } -----略-----</p> <p>イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域、準工業地域又は工業地域</u>内の店舗、事務所、倉庫又は工場にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ↳ } (イ) } -----略-----</p> <p>ウ <u>近隣商業地域又は商業地域</u>内の住宅にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ↳ } (イ) } -----略-----</p> <p>エ <u>近隣商業地域又は商業地域</u>内の店舗、事務所、倉庫又は工場にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(ア) } ↳ } (イ) } -----略-----</p> <p>オ } (2) } ↳ } (4) }</p> <p>2 前項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>建築物の敷地が前項第1号の規定による緑化面積の最低限度の異なる2以上の用途地域にわたることとなる場合は、当該敷地は、当該敷地の過半が属する用途</u></p>

旧	新
<p>建築物の増築等で、敷地内の緑化面積の減少を伴わないものを行うときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) } 5 } (6) } ----- 略 -----</p>	<p><u>地域内に属しているものとみなす。</u></p> <p><u>(2) 前項第1号の規定による緑化面積の最低限度の異なる2以上の用途を兼ねる建築物を建築する場合は、当該建築物の主たる用途を当該建築物の用途とみなす。</u></p> <p>3 開発事業者は、敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築しようとするときは、あらかじめ緑化計画書を市長に提出しなければならない。ただし、既存の建築物の増築等で、敷地内の緑化面積の減少を伴わないものを行うときは、この限りでない。</p> <p>4 前項の計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) } 5 } (6) } ----- 略 -----</p>